

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 27 件

国民年金関係 12 件

厚生年金関係 15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

平成20年2月、社会保険事務所で自身の年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料は継続して納付していたはずであるのに、昭和45年9月をもって私の被保険者資格が喪失したとされており、さらに、平成20年8月には、この資格喪失が誤りであったとされ、申立期間は被保険者資格を有していたことに変更されるとともに、保険料の未納期間とされてしまった。

申立期間については保険料を納付していたので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の申立期間当時の被保険者台帳は、申立期間である昭和46年度から48年度までの国民年金保険料が未納であったことを明確には示していない。

また、申立人の当初の国民年金手帳記号番号は昭和43年10月に払い出されているが、申立人には住所変更もしていないのに49年11月に別の記号番号が払い出されている。

さらに、申立人が昭和43年10月に払出しを受けた当初の国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者資格が45年9月に既に喪失していたことを理由として、同年10月から46年3月までの納付済みの保険料の還付処理が行われたのは50年9月になってからである。

加えて、申立人は、昭和45年9月には43年7月から同年9月までの保険料について過年度納付を行っているほか、45年10月から46年3月までの保険料についても納付しており、45年9月において資格を喪失する理由は無かつたものと考えられることなどから、同年同月をもって資格を喪失していたとさ

れた処理はそもそも誤りであったことがうかがわれ、申立人の主張するとおり、同処理により長く未加入期間とされてきた申立期間は、平成20年8月に有資格期間（未納期間）に訂正されている。

上記の事情のとおり、申立人の申立期間に係る年金記録には不自然な点が見受けられ、適切に管理されていたとは言い難い。

このほか、申立人は申立期間の前後の国民年金加入期間の保険料は、加入当初の3か月を除き納付済みである上、申立人の申立期間の保険料を納付した可能性があるとする申立人の両親も国民年金加入期間において保険料の未納は無く、保険料の納付に対する意識は高い家庭であったこともうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、昭和49年に妻が私の分と妻の分を一緒に納付したのに、その後、還付され、未納となっていることに納得できない。

申立期間②の保険料も、妻が3か月に一度来る集金人(女性)に納めてくれた。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間①の印紙検認台紙には、額面900円の印紙が貼付され、昭和49年当時、申立人が居住したA市の同年6月11日及び同年8月30日付けの検認印が押されている。

社会保険庁は、この昭和49年に納付した保険料を申立期間①の定額保険料とみなし、納付した時点では時効により納付できなかったことを理由に平成20年5月に還付している。

しかし、申立人が申立期間①の保険料を納付した昭和49年6月及び同年8月は、第2回特例納付の実施期間(49年1月から50年12月まで)中であり、900円はその保険料月額と一致することから、申立人は、本来、金融機関等で納付書により納付すべき第2回特例納付保険料を集金人に納付し、集金人もそれを受領したものと推認される。

また、申立人の妻の国民年金手帳にも、申立人と同様に申立期間①の印紙

検認欄に900円の印紙が貼付^{ちょうふ}されている上、昭和49年6月11日及び同年8月30日の検認印が押してあるが、社会保険庁の記録では、申立人については未納、妻については納付済みとなっており、社会保険庁の取扱いが不統一となっている。

さらに、申立期間①の保険料相当額は、昭和49年に納付してから30年以上経過してから還付決議が行われているが、その間、長期にわたり国庫歳入金として扱われてきたことを踏まえると、時効により納付できないことを理由に申立期間①の保険料納付を認めないことは信義衡平の原則に照らして不合理である。

- 2 申立期間②については、申立人は、申立期間②の保険料を妻が集金人に3か月ごとに納付したとしており、その保険料収納方法は、申立人が当時居住していたA市の当時の保険料収納方式と一致している。

また、前述のとおり、申立人は申立期間②の直前に当たる昭和49年6月及び同年8月に集金人に特例納付保険料を納付したものと推認され、特例納付保険料を納付した申立人が申立期間②の保険料を納付しないのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和45年10月から46年3月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から46年3月まで

昭和45年3月に大学を卒業した後、数年間定職に就かなかったが、48年10月に46年4月分までさかのぼって国民年金保険料を支払った。昭和49年10月ごろに妻がA町役場で国民年金保険料をさかのぼって支払うことができると聞き、すぐに同町役場で納付書をもらい、未納期間となっていた45年9月から46年3月までの保険料5,000円から6,000円ぐらいをB銀行C支店で私が納付した。最近、社会保険事務所に私の年金記録を照会したところ、当該期間が未納とされているのを知らされた。きちんと納付しているはずなので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において申立期間を除き未納期間は無い上、昭和48年10月に昭和46年度の国民年金保険料を過年度納付しており、当時、未納期間ができないように努めていたことがうかがわれ、国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和49年10月ごろにA町役場で納付書をもらい、金融機関で保険料を納付したとしており、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、第2回の特例納付が実施されていた時期（49年1月から50年12月まで）であり、同町では、第2回特例納付実施期間中、役場において納付書を発行していたとしていることから、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人が納付したとする申立期間の保険料額（5,000円から6,000円ぐらい）は、第2回特例納付により申立期間について納付した場合の保険料額（6,300円）とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付されているものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年12月まで

昭和40年1月から同年12月までについては、父親が私の国民年金保険料を納付していたはずであり、私の所持する国民年金手帳には申立期間についての検認印があるので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する国民年金手帳を見ると、申立期間について市の印紙検認記録が確認できることから国民年金保険料が納付されたことが推認できる。

また、当該手帳の記号番号は、昭和39年3月15日に取り消されているが、取消しに伴う保険料還付については、還付整理簿が現存しない上、社会保険庁の被保険者台帳及び市の被保険者名簿等においても当該還付が行われたことをうかがわせる形跡が見受けられない。

さらに、還付記録は事務取扱上、市町村が国民年金手帳に記載することとなっているが、当該手帳には当該還付に係る記載が無いことから適切な還付処理がなされたことをうかがわせる事情が見当たらない。

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であり、制度上、国民年金被保険者となり得ない期間である。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金を受給している上、申立人の国民年金保険料が納付されてから既に40年以上が経過し、還付された形跡が見当たらないことなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値するものと考えられ、被保険者となり得ないことを理由に、申立期間について被保険者資格を認めず納付済期間としないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間を国民年金保険料納付済期間として記録を訂正すべきものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年12月まで

国民年金については、20歳になった時に父親に勧められ、加入手続きをしてくれた上、保険料も納付してくれていた。その後、会社に就職したが、40年1月に退職した直後に昭和39年度分の保険料として750円、40年4月には40年度分として2,930円、41年4月には41年度分として2,930円の保険料をそれぞれまとめてA市B郵便局で納付した。36年4月から滞りなく納付しているのに、途中、申立期間の2年間で未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間において未納期間はない。

また、社会保険庁の記録及び申立人が所持する国民年金手帳(2冊目)によれば、申立人は昭和38年3月に厚生年金保険被保険者資格取得に伴い、国民年金被保険者資格を喪失し、その後、2冊目の国民年金手帳交付時である44年1月に資格取得日を41年9月1日として国民年金被保険者資格を再取得したものと推認できる。この時点を基準にすると、申立期間のうち、41年10月から同年12月までは国民年金被保険者資格を有し、かつ、時効が完成していないことから過年度納付することが可能であった。

さらに、この期間の直後に当たる昭和42年1月から同年3月までの保険料は、納付日は不明であるものの社会保険庁の記録では納付済みとなっているが、申立人の国民年金手帳のこの期間の検認印欄には検認印が無いことから過年度納付と考えられ、直後の期間を過年度納付しながら、この期間の保険料を納付しないのは不自然である。

2 前述のとおり、申立人は昭和44年1月に資格取得日を41年9月1日として国民年金被保険者資格を再取得したものと推認できる。このため、申立期間のうち40年1月から41年8月までの期間において申立人は国民年金未加入となり、申立人がこの期間の保険料を現年度納付したとは考え難い。

また、申立人が国民年金被保険者資格を再取得した昭和44年1月を基準とすると、申立期間のうち40年1月から41年9月までの保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人がこの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人が納付したとする保険料額は実際の保険料額と異なるなど、申立内容を裏付ける周辺事情が見当たらないほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年3月まで

私は、申立期間当時にA市B区に居住し、自営で内装工事店を営んでいた。国民年金には夫婦一緒に加入し、保険料も夫婦同じように納付していたはずである。申立期間当時は、保険料の納付に困ることは無かったと思うので、申立期間について、妻は納付済みとされているのに、私は未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号の払出日から、申立人及びその妻は昭和41年3月に一緒に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、以降、夫婦は、昭和41年度から事業の経営状況により納付が困難になったとする時期の以前の平成3年度まで（申立人の妻の厚生年金保険加入期間を除く。）の保険料については、申立人の申立期間を除いてすべて納付している。

また、夫婦の国民年金保険料の納付日を見ると、一部に夫婦で異なる時期がみられるものの、夫婦の国民年金手帳で確認できる限り、昭和41年度から46年度までの保険料納付日はすべて夫婦同一であるなど、夫婦一緒に保険料を納付してきたとする申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）の昭和57年度の欄には納付書送付との記載がある。これは申立期間の保険料が現年度では納付されなかったため、過年度納付書が送付されたものと考えられるが、申立人は、その直後の58年度の保険料を過年度納付しており、過年度納付書が送付されたにもかかわらず、申立期間の6か月の保険料のみ未納としたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から63年6月まで

免除されていた国民年金保険料の追納の案内のはがきを送付されて来たので、入社2年目か3年目の冬のボーナスで納付した。金額は定かではないが、50万円以下の金額を納付した。それが免除されていた全期間の保険料であるかは分からないが、確かに納付したので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和41年度（申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期）以降、申立期間の直前の57年度までの保険料をすべて納付している。

また、申立人は、免除されていた申立期間の国民年金保険料を追納する際、区役所で金額を計算してもらったが、区役所で納付することができなかったため、社会保険事務所に行って納付したと説明している。これは、国庫金であるため区役所では収納することができず、社会保険事務所又は金融機関で納付する必要がある追納保険料の納付方法と合致する。

さらに、申立期間の国民年金保険料額は約42万円（追納加算額を含まず。）であり、申立人が追納したと記憶する金額（50万円以下）と近似する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したとする時期に勤務していた事業所の事業主は、入社2年目から賞与を支給していたと証言している上、申立人が入社したのは昭和63年であることから、申立期間すべてについて追納可能（免除対象月から10年以内）であり、入社2年目か3年目の冬の賞与で保険料を納付したとする申立人の説明に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の厚生年金保険の記録から、入社2年目以降の標準報酬月

額は 20 万円以上であったことが確認でき、申立人は、冬の賞与は月給の 6 か月分ぐらいと記憶していることから、申立期間の国民年金保険料を追納することができる程度の額の賞与が支給されていたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月から41年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

私が20歳の時に、元夫が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人の保険料を納付してくれていたと思う。元夫も、はっきりとは思い出せないが、私の分のみ納付していないことは無いと言っているので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、その元夫が、これらを行ってくれたはずであるとしているが、申立人の元夫が病気のため、その詳細について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年6月に社会保険事務所からA市B区に払い出されたものの一つであり、申立人には、同年7月に同区から払い出されたものとみられるほか、申立期間①の当時に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年7月ごろに行われ、その際に、申立人が20歳であった39年12月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間①の当時には、未加入であったことから、申立人の元夫が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間①のうち昭和40年4月から41年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、その当時の保険料納付に関与しておらず、

当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立期間②については、国民年金の加入手続を行った昭和42年度（申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期）の前年度の41年度以降、家庭の事情により納付することができなかったと申立人自身が認めている期間（3か月）及び申請免除期間のほかは、申立期間②を除き、すべての国民年金加入期間の保険料を納付している。

また、申立人及びその元夫の被保険者台帳により確認できる限り、昭和47年度から58年度までの間、兩人共に未納とした3か月を除いて現年度納付している上、未納とした期間も一致している。このことから、申立人が国民年金に加入後は、夫婦二人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の説明の信ぴょう性がうかがわれ、申立期間②のうち、昭和44年4月から同年12月までの保険料を、申立人の元夫のみが納付し、申立人については納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の記載から、申立人は申立期間②中の昭和45年1月末までには、A市C区への転入手続を行ったことが確認でき、同年4月以降の保険料は納付済みであることから、これは同区で納付したものと考えられる。申立人は、その元夫から保険料は集金人に納付していたと聞いていたと説明しており、同区では、その当時、集金人制度があったことが確認できることから、申立期間②のうち同区へ転居以後の同年1月から同年3月までの保険料についても、集金人に納付していたものとするのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私の国民年金加入手続は、父親が昭和45年3月ごろにA市役所で行い、保険料は、就職のために私がB区へ転居するまで父親が納付してくれたはずである。同区では就職先の元雇用主が、私の給与から保険料を天引きして納付していた記憶がある。

このため、申立期間の保険料は、納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、資格取得日を昭和45年4月1日として国民年金に強制加入しており、国民年金手帳記号番号の払出しは、同年6月から同年7月ごろである。申立人のB区への転居は同年7月5日であり、同区からA市への再転居は47年4月25日であることが、国民年金手帳の変更後の住所欄により確認できる。

また、社会保険庁が保存する記録によれば、申立人の元雇用主の国民年金保険料は昭和36年4月からすべて納付済みであり、その息子の保険料も申立期間について納付済みであることから、申立人の元雇用主は保険料の納付意識が高かったと推認できる。

さらに、B区は、保険料の納付方法について、昭和46年9月まで3か月ごとの印紙検認方式であるとしており、申立人の国民年金被保険者台帳には昭和46年度の保険料は同区において現年度納付済みと記載されているが、印紙検認記録のページに検認印は無く、印紙検認台紙のページは47年のA市検認印の割印により切り離されており矛盾があることから、元雇用主が申立人の保険料を納付していたとする申立人の主張に明らかな不自然さは認

められない。

加えて、昭和45年7月5日以降もB区で保険料を納付することは可能であることから、同年7月から46年3月までの期間、元雇用主が申立人の給与から保険料を控除し納付していたとしても不自然ではない。

- 2 昭和45年4月から同年6月までの期間については、申立人はこの期間の保険料納付に関与しておらず、納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、この期間の保険料納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳の住所がA市からB区へ変更されるまで父親がA市で保険料を納付したと仮定すると、昭和45年度印紙検認記録のページには検認印が押されていないならば不自然であるが、検認印は無く、印紙検認台紙のページは昭和47年のA市検認印の割印により切り離されていることから、父親がこの期間に保険料を納付したとは考え難い。

- 3 父親が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案1290

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から同年2月1日まで

私は、昭和38年7月から40年12月末までA社からB社C支店に出向し、41年1月1日にA社に復帰した。

しかし、A社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和41年2月1日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の稟議書から、申立人は同社及びB社C支店に継続して勤務し(昭和41年1月1日にB社C支店からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、納付していないと回答していることから、事業主が昭和41年2月1日を資格取得日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和33年12月17日であると認められることから、申立期間のうち、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月26日から35年7月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和33年11月26日、B社に係る同資格の取得日が35年7月1日となっているが、A社を33年の冬に退職してすぐB社に入社した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は同社において昭和32年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、33年12月17日に資格を喪失していることが確認できる。

このことから、申立人のA社における資格喪失日は、昭和33年12月17日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和33年10月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和33年12月17日から35年7月1日までの期間については、申立人が保管する年賀状等により、申立人がB社において資格取得した35年7月1日以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社における厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「私も申立人と同様に、入社後約2年間は厚生年金保険の加入記録が無い。」と証言していることから、同社は、採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったものと考えられる。

また、B社は昭和63年8月26日に全喪しており、関連資料及び事業主の証言を得ることはできない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

加えて、当該期間に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年11月1日の標準賞与額に係る記録を70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月1日

私がA社在職中に支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、記録に漏れがあるので、当該標準賞与の額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支払明細書の賞与額から、70万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を未提出であった旨、社会保険事務所に届け出ており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年11月1日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月16日から52年3月16日まで

私は昭和48年3月10日にA社に入社し、結婚のため、51年10月に正社員からパート勤務となったが、給与明細書では社会保険料が控除されており、引き続き厚生年金保険に加入しているものと思っていた。

今回、年金記録によると昭和51年9月に喪失届が出されていると判明したが、保険料が控除されていたことは事実であり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給料支給明細書、源泉徴収票及び退職証明書により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支給明細書の保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪し、法人登記簿上も清算終了しており、当時の資料は現存せず確認できないものの、同社の清算人は控除した記録があるのならば納付したはずと主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和39年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月20日から同年4月1日まで

私はA社に継続して勤務していた。給与計算は本社で行われており、厚生年金保険料を支払わなかったことは無いと思う。A社B支店から同社本社に転勤した時に加入記録が1か月脱落してしまったと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険、健康保険組合の記録及びA社を承継するC社から提出を受けた在籍証明書により、申立人が昭和33年3月15日からA社に継続して勤務し(39年3月20日に同社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 31 日まで

A社B支店在職中に体調が悪くなり、昭和 39 年 7 月から 4 か月ぐらい静養した後に復職しようとしたところ、両親に反対され、父と一緒に会社に向いて退職手続をして実家に帰った。当時は、社会保険事務所がどこにあったのかも知らない上、自ら手続した記憶も無く、また、脱退手当金を支給された記憶も無いので、当該期間の脱退手当金の支給について第三者委員会で判断を仰ぎたい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所において資格喪失した申立人の健康保険整理番号の前後 50 人の女性のうち、脱退手当金の受給資格を有する 21 人について受給状況を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者はいない上、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年後の昭和 40 年 10 月 11 日に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者で、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた者の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示があるが、申立人の同原票にはその表示が無い。

さらに、申立人は、脱退手当金支給決定日前の昭和 40 年 8 月に国民年金に加入し、同年 5 月から国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月18日から同年9月30日まで
② 昭和29年3月1日から30年1月14日まで
③ 昭和30年4月10日から38年4月16日まで

社会保険事務所で脱退手当金の説明を受けたが、脱退手当金をもらった記憶も無いし、年金に関する制度は全く知らなかった。脱退手当金の支給を取り消して年金記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和39年5月20日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間③の申立人の厚生年金保険被保険者原票によれば、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が×印で取り消されている上、当時、厚生年金保険被保険者資格喪失後、政府管掌健康保険の継続療養を受ける場合は脱退手当金の支給に留意する取扱いをしているところ、申立人の同原票には、昭和42年8月12日まで有効の継続療養証明書が交付されたことが確認できることから、申立人の脱退手当金は請求が取り消されたものと考えられる。

さらに、申立期間の厚生年金保険被保険者台帳には「回答済38.10.28」の記載があり、通常であれば脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ昭和38年10月28日に回答したものと考えられるが、回答から支給決定日まで約7か月を要していることとなり、不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 29 日まで
私は結婚のため、昭和 42 年 3 月 29 日に会社を退社した。その時は脱退手当金をもらっていないし、もらえることも知らなかった。59 歳の時、社会保険事務所で調べたところ、「脱退手当金を昭和 42 年 10 月 11 日支払済」となっており、びっくりした。脱退手当金はもらった覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票の氏名、生年月日は、いずれも戸籍上のものと相違している上、申立人は「戸籍と異なる氏名、生年月日を使用したことは無い。」と回答していることを踏まえると、申立人の年金記録管理が適切に行われたとは認め難い。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁の記録のいずれにおいても、氏名及び生年月日の訂正処理が行われておらず、申立期間の脱退手当金は戸籍上の記載と相違した氏名及び生年月日で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 3 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人以外に脱退手当金の支給記録がある者は無い上、当該事業所の事務担当者である事業主は、「代理請求も代理受領もしていなかった。」と回答していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から52年3月まで

私は、当時の年金手帳は持っていないが、昭和39年3月ごろ、知人に勧められてA市B区役所で国民年金加入手続をしたことを記憶している。申立期間の保険料については、現在、領収書は持っていないが、同区役所の窓口や、C銀行の窓口で納めていたことを記憶しており、未納とされているのは納得がいかない。

また、私が初めて被保険者となった日付が記載してある旧姓のころの古い年金手帳と平成12年に社会保険業務センターから送られてきた書類があり、これらは私が申立期間の保険料を納付したことを示すものであると確信しているので、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年8月に払い出されており、これよりも前に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の最初の国民年金被保険者資格取得手続は同年同月ごろ行われたものとみられる。

また、この手続時において、申立人が20歳に到達した昭和39年*月までさかのぼって資格を取得したとの処理が行われたことがうかがわれ、この時点においては、申立期間については国民年金に未加入であったことになり、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年8月を基準とすると、申立人は申立期間のうち50年7月から52年3月までの保険料について過年度納付を行うことは可能ではあったが、申立人は申立期間に係る保険料をさかのぼって納めた記憶は無いとしている。

加えて、申立人が現在所持している2冊の年金手帳は、いずれも昭和49年11月以降発行された制度共通の年金手帳であり、うち申立人の旧姓の記載がある方の住所欄に記載されている最初の住所は、A市が保管する申立人の住所記録から52年3月3日以降の住所であることが認められることから、この年金手帳は、同日から申立人が旧姓であった53年6月13日の婚姻の日までの間に交付されたものと推認できるほか、同手帳の「初めて被保険者となった日」に記載されている日付は、必ずしも申立人の主張するように保険料の納付の開始を意味するものではない。

このほか、申立人が申立期間の保険料の納付を示す資料として挙げている平成12年に社会保険業務センターから送られてきたとする書類も、申立期間の保険料が納付されたことを示してはならず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から47年3月まで

A市B区役所の職員が自宅に来て、国民年金に加入するように勧められ、その時に今ならさかのぼって保険料を納付することができるという説明を受けた。私も夫も未納が多かったので、未納の保険料のうち、月数は記憶に無いが、1万4,400円分をそれぞれ現金で支払った。このころは、理容店を始めたばかりで、金銭的に大変だったので、無理をして支払ったことを覚えている。

平成10年ごろに夫と書類の整理をしている時に領収書を見たが、処分してしまったので、金額しか覚えていない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張は、国民年金被保険者資格取得手続きを行ったのと時期を同じくして申立期間に係る保険料をさかのぼって納付したとするものであるが、申立人が手続きを行ったとみられる昭和47年11月ごろには特例納付は実施されていなかった。

また、申立人は申立期間に係る保険料を国民年金の加入勧奨のために自宅に訪れたA市B区役所の職員に納付したとしているが、同市によれば、同区役所の職員も集金人（国民年金推進員）も、さかのぼって納付する過年度保険料及び特例納付保険料を受領することは無かったとしており、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人は夫の分と一緒に申立期間に係る保険料を納付したとしているが、夫も昭和47年3月以前の保険料については、すべて未納とされている

上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1465 (事案 237 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

時期については覚えていないが市の勧めにより市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については夫婦の分の保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料を納付したことが分かる資料は無いが、私の夫の分が納付済みとなっているのに、私の分が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和41年10月から51年3月までに係る申立てについては、国民年金手帳記号番号の払出状況から、申立人が述べていた納付時期である40年代後半には国民年金に加入しておらず、特例納付できなかったと考えられる上、申立人の夫は、国民年金加入手続時とみられる52年4月23日に昭和49年度及び50年度の過年度保険料を一括で納付していることが確認できる一方、申立人には、50年度保険料の納付書を発送していることが確認できることから、申立人及びその夫は、一緒に保険料を納付しているとは言えないこと、及び申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間を変更して、夫の納付済みを理由に納付したと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年8月から41年9月まで
昭和37年8月、会社退職後、A市B区役所へ行き、国民健康保険と国民年金の加入手続をした。その後、自宅に区役所の集金人が来て3か月に1回、月額100円の国民年金保険料を納付した。納付したことを証明する書類は無いが、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和42年3月23日に払い出され、その資格取得日は41年10月21日となっている。このことは申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも一致することから、申立期間において、申立人は国民年金未加入であったとみられる。このことは、申立人が所持する国民年金手帳の同年4月から同年9月までの印紙検認記録欄に「納付不要」のゴム印が押されていることとも符合し、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は申立期間の保険料納付を記録した国民年金手帳を所持していたが、昭和41年10月ごろに、その国民年金手帳を持参してA市C区役所で住所変更手続をした際に、新しい国民年金手帳が交付され、持参した国民年金手帳は回収されたと主張している。

しかし、A市では、既に国民年金手帳を交付した者に、改めて別の国民年金手帳記号番号を付与した国民年金手帳を交付することは無い上、国民年金に係る住所変更手続において、持参した国民年金手帳を回収するような取扱いはしていないとしており、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年5月まで

私の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付については、すべて母が行ってくれていた。母は既に死亡しているため、当時の状況について詳しいことは分からないが、母が毎月、自宅に来ていた集金人に100円を支払っていたことは覚えており、申立期間について未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡しているため、加入手続時の状況及び保険料の納付状況については不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年5月18日に払い出され、その資格取得日は同年1月28日となっており、申立人は、申立期間において国民年金未加入となることから、母親が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間中に在住し、国民年金加入手続を行ったとするA町には、申立人の国民年金被保険者名簿が無いため、申立人の国民年金加入状況について確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から63年2月までの期間及び平成元年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年12月から63年2月まで
② 平成元年9月

私は体が弱く健康保険証が不可欠のため、会社を退職後に、A市役所で国民健康保険の加入手続を行い、同時に国民年金の加入手続も行った。特に、昭和62年12月から63年2月までの3か月間は通院に余裕のある会社に転職する前であり、健康保険証を持たないままであったとは考えられない。国民健康保険の入金記録や健康保険被保険者証の発行日記録を調査、確認の上、国民年金の保険料も納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年12月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により金融機関で保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年1月に払い出されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録及びA市が保管する申立人の被保険者名簿では共に、申立人の国民年金資格（第1号被保険者）取得日は平成2年12月21日と記録されており、申立人が所持する年金手帳でも、国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄には「平成2年12月21日」と記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は平成3年1月ごろに行われ、その際に、資格取得日は直近の厚生年金保険被保険者資格喪失日である2年12月21日としたものと推認される。このため、申立期間当時には、加入手続は行われておらず、かつ、申立期間は資格取得日以前の無資格期間であり、無資格者に対して納付書が発行されることは無いことから、保険料を納付するこ

とはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、特に申立期間①については、必ず国民健康保険の加入手続を行っており、併せて国民年金の加入手続を行ったはずであるとしているが、A市の記録では、申立人が初めて国民健康保険に加入したのは、国民年金の資格取得日と同様、平成2年12月21日とされており、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から60年2月まで

結婚後、私か夫の母親（以下「義母」という。）が、私の国民年金の加入手続を行い、夫の父親と私の保険料を納付していたのに、申立期間は夫の父親が納付で私が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人かその義母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとしているが、申立人自身には保険料納付方法等についての記憶は無い上、義母が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間の始期である昭和57年5月31日に国民年金の任意加入の資格を喪失したとされており、申立人が居住するA町が保管する申立人の被保険者名簿でも、同日に任意加入の資格喪失届を受理したことが記載されている。

さらに、社会保険庁及びA町の記録では共に、申立期間後の昭和60年3月16日に申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、夫婦が国民年金に強制加入するまでの間、申立人が国民年金に再加入した記録は無い。このため、申立人は申立期間当時、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間当時は国民年金の任意加入対象者に該当するが、任意加入の対象期間については、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。このため、申立人が、昭和60年3月に国民年金に強制加入した時点では、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年10月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年10月まで
② 昭和58年12月

昭和60年4月ごろにA市B区役所で、国民健康保険と一緒に国民年金に加入した。加入後に、同区役所の窓口で、未納としていた期間の保険料（約8万円）を2回に分割してもらい、後日、送付された納付書によりC銀行で納付した記憶がある。納付を証明するものは無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金の資格取得日は昭和59年10月21日とされており、申立人が所持する年金手帳の国民年金の欄でも「初めて被保険者となった日」は「昭和59年10月21日」と記載されている。このため、資格取得前の期間である申立期間は無資格期間であり、無資格者に対して納付書が発行されることは無いことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和60年7月に同年4月から同年6月までの現年度保険料を、同年8月に59年10月から60年3月までの過年度保険料を納付したことが記録されている。申立人は、同一月に複数回納付したことは無いとしていることから、申立期間の保険料は同年7月及び同年8月以外の時期に納付したことになり、同年8月ごろに申立期間の保険料を納付したとする説明と矛盾する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時点（昭和60年8月）では、申立期間のうち58年4月から同年6月までの保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1471

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から59年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から59年12月まで

私は、婚姻後の昭和51年5月ごろ、A市B区役所で国民年金の任意加入のを行った。その当時に年金を受給していた母親から、余裕があるなら付加保険料を納付するようにと勧められていたこともあり、付加保険料を納付してきたはずである。このため、申立期間について、定額保険料のみの納付とされ、付加保険料の納付が無いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

付加保険料を納付するためには、付加保険料納付の申出を行う必要があるが、申立人にはその手続についての記憶は無いほか、納付したとする付加保険料額についても、定額保険料の1割程度とするのみで、記憶が不明確である。

また、A市が保管する被保険者名簿及び社会保険庁が保管する被保険者台帳（マイクロフィルム）では共に、付加保険料に関する記録が無く、ほかに申立人が付加保険料納付の申出を行い、付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、納付書により金融機関で付加保険料を納付していたとしている。A市では、付加保険料納付者には、定額保険料と付加保険料を併せて1枚の納付書を送付していたとしており、このため、申立人が付加保険料を納付する場合には、定額保険料と合わせて納付書により納付することになる。しかし、104か月と長期にわたる申立期間のすべての納付機会において、同時に納付された保険料のうち定額保険料のみが納付済みと記録され、付加保険料の納付が記録から欠落したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から41年3月まで

私は、昭和40年春ごろに、A市の集金人から国民年金の加入を勧められ、3年間^{そきゅう}遡及して保険料を納付すると、夫と同じ年金額が受け取れると言われ、確かに、3年間の遡及分^{そきゅう}として集金人に3,600円を納付した。その時に領収証をもらったかどうか覚えていないし、探しても見付からないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年春ごろに、集金人に勧められ国民年金の加入手続きを行い、3年間^{そきゅう}遡及して保険料(3,600円)を納付したと主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年10月17日に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年10月2日と記載されているほか、申立人は、婚姻(38年3月)後に転居は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続きは昭和42年10月ごろに行われたものと推認され、このことは、申立人が、昭和41年度の保険料を43年8月に過年度納付したことを示す領収書を所持していることとも符合する。このため、40年春ごろには、申立人の国民年金加入手続きは行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続きの時期を申立人が主張する昭和40年春ごろ、あるいは社会保険庁の記録から推認される42年10月のいずれの時点としても、申立期間のうち一部の期間の保険料は時効により納付することはできず、

過去の未納保険料を一括して納付することができる特例納付の実施期間中でもない。

さらに、社会保険庁の記録により申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和40年7月から41年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、その直後の昭和41年度の保険料を過年度納付したことについての記憶が無いなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から49年3月まで

私が24歳から25歳ぐらいの時に区役所から案内が来たので、区役所へ行ったところ、夫婦二人の国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付できると言われた。そのため、妻の分も一緒にその場で10万円弱納付して領収書をもらい、領収書は妻に預けた記憶がある。2回目の特例納付期間中に私が納付したと思う。末の子（昭和49年*月生）に目を離せず、抱いていたころだと思う。この時以外、滞納が理由でさかのぼって納付したりするために区役所へ行ったことは無い。当時、同居していた妻の母親からは、20歳の時から国民年金に加入するようと言われており、さかのぼって納付した時に、その母親が喜んでくれたことを覚えているので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第2回特例納付の期間中（昭和49年1月から50年12月まで）に、A市B区役所で申立人夫婦の国民年金保険料を20歳までさかのぼって特例納付したとしている。

しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で昭和52年1月26日に払い出されたことが記載されているほか、A市B区が保管する申立人夫婦の被保険者名簿には、「勸奨通知状発送」との記載と共に、51年12月27日に資格取得届が提出されたことが記載されており、この記載は、区役所から案内が来たので区役所へ行ったとする申立人の記憶とも一致する。これらのことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は同年12月に行われたものと推認され、第2回特例納付の実施期間時点では未加入であったことから、特例納付を行うことはできなかったと考えられ

るほか、申立人夫婦は同区から転居したことが無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、第2回特例納付以外には、国民年金保険料をさかのぼって納付したことは無いとしているが、社会保険庁が保管する申立人夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、夫婦共に昭和49年度及び50年度の保険料を昭和52年4月20日に過年度納付したことが記載されており、申立人の記憶と相違する。

さらに、申立人夫婦は共に、昭和51年度の国民年金保険料を現年度納付している。このため、申立人夫婦は、昭和51年12月に国民年金の加入手続を行った後、52年4月までに49年度から51年度までの保険料を過年度納付及び現年度納付したと考えられ、その保険料額は申立人夫婦計8万2,800円で、申立人が納付したと記憶する額（10万円弱）とも近似することから、申立人が記憶する保険料の納付はこの際のものであったとも考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から49年3月まで

夫が24歳から25歳ぐらいの時に区役所から案内が来たので、夫が区役所へ行ったところ、夫婦二人の国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付できると言われた。そのため、私の分も一緒にその場で10万円弱納付したと夫から聞いており、領収書を夫から預かった記憶がある。2回目の特例納付期間中に夫が納付したと思う。末の子(昭和49年*月生)に目を離せず、抱いていたころだと思う。この時以外、滞納が理由でさかのぼって納付したりするために夫が区役所へ行ったことは無い。当時、同居していた私の母親からは、20歳の時から国民年金に加入するようと言われており、さかのぼって納付した時に、その母親が喜んでくれたことを覚えているので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第2回特例納付の期間中(昭和49年1月から50年12月まで)に、その夫が、A市B区役所で申立人夫婦の国民年金保険料を20歳までさかのぼって特例納付したとしている。

しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で昭和52年1月26日に払い出されたことが記載されているほか、A市B区が保管する申立人夫婦の被保険者名簿には、「勸奨通知状発送」との記載と共に、51年12月27日に資格取得届が提出されたことが記載されており、この記載は、区役所から案内が来たので夫が区役所へ行ったとする申立人の記憶とも一致する。これらのことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は同年12月に行われたものと推認され、第2回特例納付の実施期間時点では未加入であったことから、特例納付を行うことはできなかったと考え

られるほか、申立人夫婦は同区から転居したことが無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、第2回特例納付以外には、国民年金保険料をさかのぼって納付したことは無いとしているが、社会保険庁が保管する申立人夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、夫婦共に昭和49年度及び50年度の保険料を昭和52年4月20日に過年度納付したことが記載されており、申立人の記憶と相違する。

さらに、申立人夫婦は共に、昭和51年度の国民年金保険料を現年度納付している。このため、申立人夫婦は、昭和51年12月に国民年金の加入手続を行った後、52年4月までに49年度から51年度までの保険料を過年度納付及び現年度納付したと考えられ、その保険料額は申立人夫婦計8万2,800円で、申立人の夫が納付したと記憶する額（10万円弱）とも近似することから、申立人が記憶する保険料の納付はこの際のものであったとも考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月ごろから約120か月
② 昭和43年4月ごろから約120か月

私は、申立期間①、②ともに職人として働いており、健康保険を使用した記憶もあるので、厚生年金保険料の控除を証明する給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の事業主及び申立人を記憶している同僚二人の証言から、当該期間に申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、当該事業主及び同僚二人は、当時から現在に至るまでA社は厚生年金保険の適用事業所となったことは無いと証言している上、当該事業主及びいずれの同僚にも、同社における厚生年金保険の記録は確認できない。

申立期間②については、B社の事業主及び当該期間に同社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚5人の証言から、当該期間に申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているB社の厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号※※番(昭和42年5月1日払出し)から同番号の最終払出番号となる※※番(52年2月1日払出し)までの間に、申立人の氏名や欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

また、厚生年金保険の加入状況について聴取できた同僚9人は、当時は厚生年金保険に対する関心が低く、職人の加入はあまりなかったと証言している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和45

年4月以降の期間については、国民年金に加入するとともに、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人もこの点は認めている。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月ごろから26年9月ごろまで

私は、A社に昭和22年5月ごろから26年9月ごろまで勤務していたが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

当時の同僚や代表者を記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業主及び当時の同僚を記憶していることなどから、期間は定かではないが、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A社は既に現存しておらず、事業主も死亡していることから、当時の人事記録や賃金台帳等を確認することができない。

さらに、申立人が記憶している事業主及び同僚を調査したところ、同姓同名で昭和22年当時15歳以上の者16人(内訳は事業主2人、同僚14人)には、A社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月26日から同年6月1日まで
② 平成3年3月21日から同年4月1日まで

私は、A社からB社へ、そしてC社へと一日も間をあけることなく転職しており、各事業所間の厚生年金保険記録について、それぞれ1か月の空白が生じていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、A社については、同社の従業員名簿により、申立人の同社における退職日が昭和49年5月25日であることが確認でき、申立人も当該記録について、記憶のとおりであるとしている。

また、申立人のA社における雇用保険の資格喪失日も厚生年金保険の資格喪失日と同じ昭和49年5月26日であることから、事業主が申立人の退職日に基づき同日を厚生年金保険の資格喪失日として社会保険事務所に届け出たことがうかがえる。

さらに、申立人が昭和49年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人も当該控除の有無について覚えていないとしている。

加えて、社会保険事務所が保管している申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

申立期間①のうち、B社については、申立人の同社における入社日を特定できる関連資料、証言等はなく、申立人も同社への入社日について覚えていないとしている。

また、申立人のB社における雇用保険の資格取得日も厚生年金保険の資格取得日と同じ昭和49年6月1日であることから、事業主が同日を厚生年金保

険の資格取得日として社会保険事務所に届け出たことがうかがえる。

さらに、平成3年1月における厚生年金保険料率の変更が、B社から同月に支払われた給与に係る「給与支払明細書（平成3年1月分）」に反映されていることから、同社は、厚生年金保険料を当該月に控除する事務処理を行っていたことがうかがえ、申立人がB社からの最初の支払いに係るものとする「給料支払明細書（昭和49年6月分）」に記載された厚生年金保険料の控除額は、同年6月の厚生年金保険料に係るものであると推認できる。

加えて、社会保険事務所が保管している申立期間におけるB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 2 申立期間②のうち、B社については、申立人が同社からの最後の支払いに係るものとする「給料支払明細書（平成3年3月分）」に記載された厚生年金保険料の控除額は、同年3月の厚生年金保険料に係るものであると推認できる。

しかし、B社における申立人の退社日を特定できる関連資料、証言等はなく、申立人も同社での退職日について覚えていないとしている上、「給料支払明細書（平成3年3月分）」は、同社における給与計算の締め日を同年3月20日とするものであることから、同日後の勤務があったとは考え難い。

また、申立人のB社における雇用保険の資格喪失日も、厚生年金保険の資格喪失日と同じ平成3年3月21日であることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として社会保険事務所に届け出たことがうかがえる。

さらに、申立期間におけるB社の社会保険庁の記録に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

申立期間②のうち、C社については、申立人は同社の代表取締役として、平成3年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、同日は、同社の厚生年金保険における新規適用日である上、申立人は、平成3年4月分を納付目的とする厚生年金保険料の納入告知書を、社会保険事務所からの最初の徴収に係るものであると認めている。

また、当該期間において、申立人はC社の代表取締役（事業主）としての立場にあった者であることから、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該業務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

さらに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、当時、市場調査の目的で1年間、海外出張をした。会社はこの期間を間違っって退職扱いにし、資格喪失の手続をしてしまった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び回答書並びに雇用保険の記録により、申立人が、申立期間に継続して同社に勤務していたことは認められる。

しかし、賃金明細書により、申立期間に係る申立人の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録により、申立人は、昭和 54 年 8 月 1 日に被保険者の資格を喪失し、同年 8 月 21 日に健康保険被保険者証を社会保険事務所に返納しており、その後、55 年 8 月 1 日に再び厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、当時の厚生年金保険の事務手続について、「申立人を海外に在籍出向させた際、誤って被保険者資格を喪失させてしまった可能性が高い。被保険者資格を喪失させていた期間について、申立人の給与から保険料は控除しておらず、納付もしていない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 41 年 7 月まで

私は、申立期間当時、住み込みであることと、健康保険と厚生年金保険があることを条件に勤務先を決めていた。

昭和 40 年 3 月から 41 年 7 月までは、以前に申立てをした A 社ではなく B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであり、給料日には給与明細書を見て厚生年金保険料が控除されていることを確認していた。

また、同社近くの C 医院で診察を受けた記憶もある。

申立期間当時、共に B 社に勤務していた同僚は厚生年金保険に加入しているので、私だけが厚生年金保険に加入していなかったとは考えられない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の証言により、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所における B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

また、B 社は全喪しており、当時の事業主は、申立期間当時の資料は保存していないとしているため、申立人の在籍記録及び厚生年金保険の加入状況が確認できない上、当時の同僚からも、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は得られない。

さらに、昭和 39 年 8 月に B 社に入社したと証言した同僚は、40 年 1 月から同社の厚生年金保険被保険者記録が認められる上、申立人と同じ業務内容だったとする同僚の中には、厚生年金保険被保険者記録が確認できない者も認めら

れることから、当時同社では、入社後直ちにすべての社員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認される。

加えて、申立人が申立期間当時に受診したとするC医院は、既に廃業し当時の診療記録は廃棄済みであると回答しており、申立人の受診記録を確認することはできない。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 1 日から 55 年 1 月 1 日まで

私は、A社に昭和53年6月1日から54年12月末まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人が申立期間にA社に勤務した記憶は無く、厚生年金保険に加入した証拠となる資料は存在しない。」旨を証言しており、また、同社の総務担当者は、「当時、私は年金関係の仕事をしていたので忘れることは無いと思うが、申立人のことは覚えていない。また、入社した人は必ず厚生年金保険に加入させていた。加入漏れは無い。」旨を証言している上、申立期間当時、同社に勤務していた複数の同僚からも、申立人の同社における勤務を裏付ける証言は得られなかった。

また、申立人が、当時、A社に勤務していた記憶があると主張する同僚についても、同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間において、申立人のA社における雇用保険加入記録は無い。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

このほか、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難いほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1304

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで
A社に勤務していたが、平成 7 年ごろから売上が減り続けた。同年 11 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで標準報酬月額を改ざんされているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書上の給与支給額は、厚生年金保険法第 20 条による標準報酬月額決定の基となる報酬月額に該当するものと認められ、当該報酬月額は申立人の主張のとおり、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に比して著しく高額である。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社の複数の同僚についても、申立人の標準報酬月額が変更された平成 7 年 11 月 1 日と同日に、申立人と同額の標準報酬月額に変更されており、かつ、当該変更の処理は、変更年月日の約 1 か月後に行われていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「自分と、複数の従業員の標準報酬月額を引き下げた覚えはある。しかし、申立人の標準報酬月額を引き下げたかどうかは覚えが無い。」旨証言している。

さらに、給与明細書上の保険料控除額を基に算出した標準報酬月額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

これらのことから、申立期間において、A社は、従業員に支払った給与支給額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出たものと推認されるところ、厚生年金保険料については、当該届出に基づく標準報酬月額から算出した額を従業員の給与から控除していたと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1305

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月1日から同年9月27日まで

私は、昭和61年9月1日にA社に入社し、工場においてパイプを灯油で洗浄する仕事をしていた。提出した日記に入社日、退社日及び給与額の記載があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿、源泉徴収簿、給料一覧表及び申立人から提出された日記の写しから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社から提出された源泉徴収簿及び給料一覧表によれば、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の給与計算の担当者は、「申立人は、給与計算上の締日以前に退社してしまったために、社会保険の届出をしなかったと考えられる。」旨を回答している。

さらに、申立人の日記に給与手取り額の記載があるが、当該金額は、前述の給料一覧表の所得税等控除後の金額と一致しており、厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年2月25日から同年4月1日まで

私は、A社に平成18年2月25日から19年6月まで勤務したが、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の賃金台帳及び雇用保険加入記録(平成18年2月23日資格取得)から、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届には、申立人が平成18年4月1日に同社において被保険者資格を取得した旨の記載及び社会保険事務所の確認印があることから、事業主が同日を申立人の資格取得日として届出を行ったことが確認できる。

また、A社が提出した賃金台帳によれば、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人はA社に入社した後、約1か月は見習期間があった旨説明しているところ、同社の総務担当者は、「A社においては、見習期間が終了した日の属する月の翌月の初日に厚生年金保険の加入手続をしていた。」旨を証言していることから、申立人が平成18年2月23日にA社に入社し、約1か月の見習期間が終了した後、同年4月1日に厚生年金保険の加入手続がなされたものと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月25日から40年7月29日まで

私がA社B支店に勤務した申立期間は、脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

しかし、私には受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B支店の被保険者名簿において、申立人と同じページに記載され、脱退手当金の受給資格を有する女性14人(申立人を含む。)について調査したところ、8人に脱退手当金の支給記録が確認でき、8人全員が厚生年金保険の資格喪失日から約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなっている上、「会社に手続をしてもらい脱退手当金を受給した。」と同僚が証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月後の昭和40年10月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月28日から41年7月26日まで
年金記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答であったが、受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年9月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1309

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 24 日から 44 年 3 月 9 日まで
社会保険事務所に確認したところ、A社における厚生年金保険の加入記録について脱退手当金が支給されたとのことだが、受給した記憶は無く、受給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書及び領収書によれば、申立人の義兄が受領を委任されて、代理人として受領していることから、申立人の脱退手当金は、義兄が受領したものと考えるのが合理的である。

また、社会保険事務所保管の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和44年8月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 22 日から 42 年 7 月 1 日まで
② 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 4 月 21 日まで

社会保険事務所から、A社B支店、同社C支店及びD社の厚生年金保険の加入期間のうち、A社B支店及びD社の期間については脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。脱退手当金を受給した記憶は無く、また、A社C支店の期間のみ未請求となっていることは不自然であるので、脱退手当金受給の記録を訂正し、年金額へ反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和44年8月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、D社を退職後、昭和51年3月まで国民年金への加入手続を行っておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、A社C支店に係る期間が未請求となっている点については、本来は、申立人の脱退手当金の支給額に合算されるべきであったが、同社B支店と管轄社会保険事務所が相違していたため、同支店のみで支給期間を計算し、C支店に係る期間が脱退手当金の支給対象期間から欠落したものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 4 日から同年 12 月 29 日まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで

ねんきん特別便が届いた折、昭和 34 年 2 月から 36 年 4 月まで勤めた会社が載っていなかったため、一時金で受け取ったからだと思った。同年 5 月から 12 月までの期間と、37 年 3 月から 40 年 1 月までの期間も載っていないが、この部分については受け取っていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①以前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間①以前に受給したとしているが、社会保険庁の記録上、申立期間①以前に脱退手当金の支給記録は無く、申立期間①以前の厚生年金保険被保険者資格喪失日から申立期間①の被保険者資格取得日までは極めて短期間であり、この間に脱退手当金が支給されたとは考え難いほか、申立期間①以前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無い。

また、記録上の支給額と申立人が申立期間①以前に受給したとする額はおおむね一致するなど、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、最後に被保険者として使用された事業所として、申立期間②の事業所名及びその所在地が記されており、申立人が受給を認めている期間と申立期間①及び②を併せて脱退手当金が請求されたものと考えられる上、同裁定請求書及び計算書（裁定伺）によれば、昭和 43 年 4 月 26 日に A 社会保険事務所において受け付けられ、同年 7 月 19 日に最寄りの銀行で受領でき

る国庫金送金通知書を送付したことが確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

加えて、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「自 S34. 2. 16 至 S40. 1. 1 退手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金裁定請求書受付日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月1日から34年5月1日まで
② 昭和34年6月15日から35年8月15日まで

私は、A社及びB社C支店に勤務した期間の厚生年金保険の記録について、脱退手当金を受け取ったこととなっていることに納得できない。

申立期間について、脱退手当金を受け取ったことも、受給手続を行ったことも無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から7か月後の昭和36年3月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和41年5月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。